

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会 競技運営基本方針（案）

第82回国民体育大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）の定める「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

なお、第27回全国障害者スポーツ大会については、別途定めるものとする。

- 1 実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ及び特別競技とする。
- 2 正式競技、公開競技及び特別競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の競技団体（以下「中央競技団体」という。）及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が行うものとする。
デモンストレーションスポーツの運営は、県競技団体等が行うものとする。
- 3 正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会の定める「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」及び「第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。
- 4 正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が、競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。
- 5 リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、各種競技に対する県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。
- 6 その他、競技運営の諸企画及び実施にあたっては、競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。